

国の基本指針改正の主な内容

(令和6年3月29日消防庁長官通知)

- 広域化推進期限を令和11年4月1日までとしたこと
- 広域化の必要性について追記
 - ・発生が見込まれる大規模地震等大規模災害に備えた体制
 - ・感染症に備えた体制
 - ・DXの進展への対応
- 広域化実現の下地となる連携・協力の積極的推進を追記
 - ① 指令の共同運用
 - ② 消防用車両等の共同整備
 - ③ 高度・専門的な違反処理などの予防業務
 - ④ 特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)の共同設置
 - ⑤ 専門的な人材育成の推進
 - ⑥ 訓練の定期的な共同実施
 - ⑦ 現場活動要領の統一
- 地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部(中心消防本部)の設定を可能としたこと
- 必要に応じ県計画を改定し、広域化の規模や連携・協力等の状況などを十分考慮し、広域化対象市町村及びその組み合わせを定めること